



第3セッション  
『グローバル通商システム』 コメント  
ト  
—紛争解決の視点から—

川瀬剛志  
RIETI ファカルティフェロー  
／上智大学法学部教授

# 1. TPPの実効的実施と紛争解決制度 (DSM)

- 従来FTAのDSMは殆ど援用されず
  - ✓ 協議やADRを志向
  - ✓ 実効的なWTOによる解決が優先
- TPPはそうはいかない >>> 実効性のある手続が必要
  - ✓ WTO所掌外の新しいルールを多く導入 (ex.電子商取引、国有企業、労働、環境)
  - ✓ 日米を含む、貿易量の多い国どうしの広域的FTA >>> より多くの紛争が見込まれる

- TPPのDSMは実効的か？ >>> yesだが、疑念はあり
  - ✓ パネリスト選任にかかる当事国裁量の不明確（28.9条2）
  - ✓ パネル報告書の拘束力が弱い？ >>> 違反は「可能な限り（whenever possible）」除去（28.19条2）
  - ✓ 機構的な支援体制も必要（事務局、法務官）

## 2. WTO紛争解決手続とTPPの機能

- TPPはWTOの規律を一部組み込み >>> WTO DSMの機能はTPPの実効的実施の前提
  - ✓ ex. 2.3条（内国民待遇）、8.4条（TBT）、29.1条（一般的例外）
  - ✓ パネルはその解釈・適用にWTO判例を参照（28.12条3項）
- WTO DSMは大変実効的に機能 >>> 発足（95年）以来507件が付託（2016.7.7現在）

- しかし昨今は制度的疲弊も...

- ✓ 上級委員会手続の遅れ >>> ここ最近は報告書の90日期限が守れず
- ✓ 張勝和上級委員（韓）の再選問題 >>> 深刻な機能不全か？非政治化されたはずのDSを再政治化

### 3.国際貿易紛争解決手続の今後

- TPPは初めて本格的にDSMが使われるFTAになる可能性、ただし蓄積と実効性の観点から今後もWTOが中心
- ポスト・ドーハの新課題交渉も含めてWTO立法機能の再活性化が重要 >>> ルール作成の停滞はWTOの信頼性を損ない、DSMをも害する